

戦後東ドイツの賠償負担問題

加 藤 浩 平

はじめに——問題の所在——

戦後40年にわたる東西ドイツの分断とその再統合の過程は、二つの経済体制の有効性を現実に実験する格好の舞台となった観がある。物的、人的資源のほぼ等しい一国内の二つの地域が人為的に遮断され、40年にわたり異なる経済体制下で異なる経済政策を実施された後に、再度人為的に再統合されたとき、両国の経済力についての市場の評価は一目瞭然となっていたからである。何が同じドイツをこうも変えてしまったのか。こうした観点から戦後の東ドイツ（DDR）の経済停滞の原因をめぐって、ドイツ統一後、注目すべき研究が出始めている¹⁾。

もちろん、以前から、戦後の経済復興の初発条件がDDR（当時は「ソ連占領地区」と呼ばれていた）には著しく不利であったという主張がなされている²⁾。その場合、「ソ連占領地区」の被った戦争被害とその後の工場施設の撤収（デモンタージュ）による資本設備の減少と賠償支払いがDDRにとって西ドイツ（BRD）よりはるかに大きな負担となった点を強調するのが常であった。西ドイツの代表的な経済史家のW.フィッシャー（Wolfram Fischer）は、BRDとの比較でのDDRの工業停滞の原因として、真っ先に（1）デモンタージュと賠償負担の問題を考慮しつつも、以下の4要因を指摘している。それは、（2）産業構造の脆弱性（原料、素材産業、特に、鉄鋼業の欠如）、（3）国有化、経済計画化のための市場メカニズムの欠如、

中小経営の消滅、(4) 熟練労働力の西側への逃亡、(5) マーシャル援助からの排除である³⁾。

フィッシャーの挙げるこれらの要因は従来の通説と見なしてよいと思われるが、最近の研究の中からはこうした通説のいくつかを否定する見解が現れている。例えば、A. O. リッチェル (Albrecht O. Ritschl) は、第一次大戦以降からナチの戦争経済にいたる間の戦略的な輸入代替化の工業政策のために、中部ドイツ地域が自給可能な産業構造を形成するのにむしろ有利な工業立地を形成していたと主張している⁴⁾。事実1948年までは、「ソ連占領地区」のほうが高い工業生産性を示していたのである。長期景気循環の原因をめぐるF. ヤノシー (Franz Jánossy) の「成長仮説」の登場以来、西ドイツの「奇跡の経済復興」が相対化され始めているが⁵⁾、ヤノシーの景気循環論を適用すればDDRにおいても「奇跡の経済復興」が論証されるのである。

賠償問題に関しては、最近における戦時強制労働への個人補償の要求（東欧諸国、中国、韓国）との関連で、目下日本・ドイツの両国において注目を集めていることは周知のとおりである⁶⁾。DDRのソ連への賠償負担がどれほどであったかについては、ソ連崩壊後の新資料の発掘もあり、J. フィッシュ (Jörg Fisch) やR. カルシュ (Rainer Karlsch) の注目すべき研究が現れてきた⁷⁾。

賠償負担の大きさについて従来の推計もまちまちであったが、カルシュはDDRの負担額が従来考えられていたほどの規模ではなかったと主張している。リッチェルはカルシュのこの結論に注目して、DDRの経済停滞の原因を賠償以外の別の要因に求めるべきであると主張するが、カルシュの研究の含意は賠償負担のもったネガティブな意義を相対化することにあるのではなく、むしろソ連向け賠償生産の強制によるDDRの産業構造の変化とその長期的、構造的影響を指摘することにあったのであって、その意味ではむしろ通説を補強するものと見ることも可能であろう。

DDRの内部においても、経済危機が顕在化する80年代において、経済発

展の牽引力としての投資に注目が集まり、投資論争が起こっている。この論争において、L. パール (Lothar Baar) は50年代前半の投資活動の停滞を論じ、その原因として、(1) 戦時経済下での資本増強が既に資本の蓄積をもたらしていたこと (この点ではリッチェルと同じ)、(2) 賠償負担が資本投資の可能性を狭めたこと (この点では通説と同じ) を指摘した⁸⁾。これまでDDRの研究者は友好国ソ連への配慮から、対ソ賠償の負担を過小評価することが多かったのであるが、最近の研究には事態を科学的、客観的に扱う傾向が伺えるのである。

本稿では、DDRの賠償問題に関する最近の研究動向を踏まえ、DDRの対ソ賠償負担とその後の経済発展との関連を検討してみたい。まず、ソ連と英、米の対ドイツ占領政策の対立を振り返ってみる。続いて、「ソ連軍政本部」(SMAD) によるデモンタージュ、賠償徴収の経緯、その内容と規模を考察する。こうした検討を通じて、賠償負担がDDR経済へ与えた長期的、構造的影響について結論的に言及することにする。

注

- 1) 代表的な研究として、Wilma Merkel/Stefanie Wahl, *Das geplünderte Deutschland. Die wirtschaftliche Entwicklung im östlichen Teil Deutschlands von 1949 bis 1989*, Bonn 1991 を参照。新研究のサーベイ論文として、Albrecht O. Ritschl, An exercise in futility: East German economic growth and decline, 1945-89, in: N. Crafts/G. Toniolo (ed.), *Economic growth in Europe since 1945*, Cambridge 1996. さらに、Christoph Buchheim, *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, C. Buchheim, Die Wirtschaftsordnung als Barriere des gesamtwirtschaftlichen Wachstums in der DDR, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Jg. 82, 1995/2.
- 2) DDRの経済史家の以下の文献を参照。Horst Barthel, *Die wirtschaftlichen Ausgangsbedingungen der DDR*, Berlin 1979, S. 68f. Roesler, J./V. Siedt/M. Elle, *Wirtschaftswachstum in der Industrie der DDR 1945-1970*, Berlin 1986.
- 3) Wolfram Fischer, Bergbau, Industrie und Handwerk in der Nachkriegszeit. Bundesrepublik und DDR, in: H. Aubin/W. Zorn (Hrg.), *Handbuch der*

Deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte, Bd. 2, 1976, S. 834f.

- 4) A. O. Ritschl, op. cit., p. 504. 初期のDDR経済では鉄鋼業がボトルネックとなっていたが、リッチェルはザルツギッター、ヴォルフスブルクの鉄鋼地帯を含めれば、中部ドイツ一帯がナチの戦時経済力増強の結果、豊かな工業複合を形成した地帯であったこと、また、この地帯はルールとオーバー・シュレージェンを結ぶ線の中に位置し、石炭の供給源として一方が失われても、他方を当てにすることが可能であったと主張する。
- 5) Franz Jánossy, *Das Ende der Wirtschaftswunder: Erscheinung und Wesen der wirtschaftlichen Entwicklung*, Frankfurt a.M. 1969. さらに, Werner Abelshauser, *Wirtschaft in Westdeutschland 1945-1948: Rekonstruktion und Wachstumsbedingungen in der amerikanischen und britischen Zone*, Stuttgart 1975.
- 6) 日本とドイツの戦後補償の比較については、佐藤健生氏の一連の論稿を参照。佐藤健生「ドイツの戦後補償、日本の模範か?」『世界』1991年11月号。同「ナチズムの過去と戦後ドイツ」『史海』38号, 1991年。さらに、粟屋憲太郎他「戦争責任・戦後責任、日本とドイツはどう違うか」朝日新聞社, 1994年。こうした立場への批判として、西尾幹二『国民の歴史』産経新聞社, 1999年, 740ページ以下を参照。いずれも西ドイツの検討のみで、東ドイツについては検討されていない。ちなみに西ドイツの賠償はイスラエル等への個人補償(Wiedergutmachung)が中心であるのに対し、東ドイツの賠償は国家賠償(Reparation)のみである。
- 7) Jörg Fisch, *Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg*, München 1992. Rainer Karlsch, *Allein bezahlt? Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR 1945-53*, Berlin 1993. カルシュの以下の論稿をも参照。R. Karlsch, Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR im Spiegel deutscher und russischer Quellen, in: Karl Eckart/Jörg Roesler (Hg.), *Die Wirtschaft im geteilten und vereinten Deutschland*, Berlin 1999, R. Karlsch, Umfang und Struktur der Reparationsentnahmen aus der SBZ/DDR 1945-1953. Stand und Probleme der Forschung, in: C. Buchheim (Hg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, R. Karlsch, Kriegszerstörungen und Reparationslasten, in: Hans Erich Volkmann (Hg.), *Ende des dritten Reiches - Ende des zweiten Weltkrieges*, München 1995. 本稿はカルシュの研究に多くを負っていることをお断りしておく。
- 8) Lothar Baar, Zur ökonomischen Strategie und Investitionsentwicklung

in der Industrie der DDR in den fünfziger und sechziger Jahren, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1983/II, S. 12.

1. 賠償政策をめぐる各国構想とその対立

1-1 英、米、ソ連の賠償構想

ヤルタ、ポツダムでの連合国協議において、英、米、ソ連は、敗戦国ドイツから賠償を徴収することについては合意したが、その方法をめぐり激しく対立することになった。この対立の背景には、各国がそれぞれ自国に有利な賠償を求めたこともあるが、第一次大戦後に生じた賠償問題の混乱を回避したい英・米¹⁾と、独ソ戦から甚大な被害を受け、ドイツの徹底的な非軍事化を要求するソ連の間で始めから立場の相違があったことは間違いない。賠償政策について3国は、既にヤルタ会談に先立ってその構想を表明しているが、それを見れば、このことが確認できる。

まず英政府は、1942年11月にマルキン (Malkin) 委員会を設置し、J.M. ケインズの提言を骨子とする、対ドイツ賠償要求の報告書(43年8月31日)を作成している²⁾。そこでは、賠償金の分配は戦争被害という従来の基準ではなく軍事費負担高に応じるべきであるという一見奇異な主張がなされたが、これは明らかにソ連を意識し、英国に有利な方法を摸索した結果であった。しかし、英案の基調は、「ドイツの全面的な工業の解体といった手段や、ドイツの経済生活に対する不必要な干渉といった手段……は、明らかにこれを排除した」ものであった³⁾。ケインズは「ドイツを破滅させることと、ドイツから搾り取ることの間のジレンマの難しさ」を熟知していたのである。英国はこの観点からあくまで事前に賠償要求額を確定することを拒否し、その点でソ連と決定的に対立することになる。米案については、先行研究が豊富であるのでここでは省略するが⁴⁾、「モーゲンソー・プラン」、JCS 1067号に代表される米案の厳罰主義、ドイツ弱体化政策(ドイツの軍需工業の壊滅

とその田園国家化)は、ドイツ軍事力の徹底的破壊を求めるソ連の構想に一面で合致しつつも、そもそも米国は経済的にドイツからの撤収設備に依存する必要はなく、また経常生産物による賠償も不要であったことから、この案はソ連、英国にとって受け入れ難かったことを指摘しておきたい。ソ連の対ドイツ賠償要求の具体的方針は、駐英ソ連大使であり、外務人民委員であったI. M. マイスキー (Iwan M. Maisky) を委員長とする賠償特別委員会 (1943年夏) において始めて検討されたが、ここでは経済学者E. ヴァルガ (Eugen Varga) による覚え書き (「ヒトラー・ドイツとその一味による損害への賠償」) が強い影響力をもったという⁵⁾。ヴァルガ覚え書きの骨子は、(1) ソ連が被った戦争被害を数量化して確定する、(2) 賠償要求の相手国はドイツ、イタリー、ルーマニア、ハンガリー、フィンランドとする、(3) 賠償は①海外資産の没収、②設備撤収、③経常生産物の引き渡し、④ドイツ人労働力の徴用を内容とすること、(4) ドイツ人の生活水準を戦災国と同水準に引き下げるというものであった。後に判明するように、ここにはソ連の対ドイツ賠償政策の基本方針が網羅されていた。(ヴァルガは敗戦諸国の困窮化を予想し、それが社会主義革命に連動するという見通しを持っていたことを指摘しておく。)

1-2 ヤルタの妥協

ヤルタ会談 (1945年2月) では、ドイツ賠償問題についてソ連側のマイスキー、外相モロトフから以下のような具体的な提案が出された⁶⁾。

- (1) 賠償総額を1938年のドル価格で200億ドル相当額とし、最大の戦争被害国ソ連がその半額 (100億ドル) を、英国と米国が80億ドル、その他戦勝の小国が20億ドルを受け取る、
- (2) 賠償の半額分は経常生産物の引き渡し (10年継続) によるものとする、
- (3) 残りの半額分は設備撤収と海外資産没収から充当する、
- (4) 軍事産業は完全に解体し、ドイツの工業生産力をこれまでの20%水準

に削減する、

(5) 200～300万人のドイツ人労働者をソ連で徴用する、

(6) 以上の措置は2年間以内に実施される。

ソ連はナチスドイツが東部戦線において西部戦線より過激に遂行した絶滅戦争の脅威を強く意識し、一方で徹底したドイツ経済の弱体化と、他方でソ連復興のためのドイツでの經常生産物の利用を要求したのであって、この両方の政策が矛盾することについてはこの時点では意識していなかったかのようである。スターリンはドイツの急速な戦後復興を予想していたと言われ、その限りでは可能な限り短期間にドイツから奪えるものを奪ってしまうというのがソ連の狙いであっただろう。こうしたソ連の懲罰政策に対し米国はある程度と同調を示したが、英国は上述の立場からこれに強い懸念を示し、ドイツから賠償を取り立てる前にドイツに最低限の生活保障を与え、必要物資の輸入を可能にするための資金を留保するという「ファースト・チャージ・プリンシプル」(ケインズ案)を主張してソ連に対抗した。ヤルタ会談の公式の最終宣言には、ドイツに賠償義務があるとする点と賠償委員会を設置する旨の合意が表明されているに過ぎない。しかし秘密議定書(47年3月にモロトフにより公表された)において、賠償は1)デモンターージュと海外資産の没収(2年以内)、2)經常生産物の引き渡し(無期限)、3)ドイツ人労働力の徴用の3形態で遂行されると規定されているのである⁷⁾。

1-3 ポツダムでの英、米の巻返し

ルーズベルトが死去し、トルーマンが登場するのを契機に、米国の賠償方針はモーゲンソー・プランから離れ、賠償を設備撤収と海外資産没収に限定する方針に転換していた。そのため賠償方針については、英、米が接近し、ソ連と対立することになった。ポツダム協定での賠償政策の取り決めは10項目にまとめられたが⁸⁾、ここには、米、英の立場が強く反映されたという評価が下されている⁹⁾。ソ連への賠償に関しては、以下のように取り決められ

た。

- (1) 賠償は「ソ連占領地区」からの徴収と海外資産の没収による、
- (2) ポーランドへの賠償は、ソ連への賠償の中から支払われる、
- (3) ソ連は(1)以外に、西側占領地区からの撤収設備の25%を受け取る、
そのうち15%は鉄鋼、化学、機械等の基礎資材工業設備とし、残りの
10%は軍需関連の基礎資材設備とする、前者の15%分についてはそれ
に見合う額の食料、石炭、カリ、亜鉛、木材等の原材料が「ソ連占領
地区」から西側占領地区に提供される、
- (4) 設備撤収は早期に開始され、2年間で完了すること。

以上に見られるように、ヤルタで妥協的に合意された經常生産物の引き渡しとドイツ人労働力の徴用については、ポツダムでは合意されなかったのである。西側はポツダム協定のほうに拘束力があると認識したが、ソ連は当然これに不満であり、設備撤収と上記2項目の賠償方法を認めたヤルタ協定に固執していくことになる。また、ヤルタにおいてドイツの分割占領が決定されながら、ポツダム協定においては周知のように経済的には戦後ドイツを一体として取り扱うことが決められた(協定14条)が、この規定は、経済的により豊かな西部、ルール地帯からの賠償徴収も要求したいソ連の立場に沿うはずであった。このようにヤルタ、ポツダム両会談を通じて、ソ連、英、米間で賠償に関わる占領政策について明確な規定がなされなかったのであり、このことがソ連による「ソ連占領地区」での独自の賠償徴収を許すことになったのである。

注

- 1) 第一次大戦後の敗戦国ドイツによる戦勝国への賠償金支払いの経済的効果をめぐるオーリン(Bertil Ohlin)とケインズの論争は、国際経済学において「トランスファー問題」として知られている。ケインズは賠償金としてドイツの輸出超過額が充当されることを想定し、これを実現するためにはドイツの交易条件が悪化する可能性が高く、そのためドイツには、賠償金による直接負担以外の二次的負担が課せられてしまうだろうと主張した(J. M. Keynes,

The German Transfer Problem, in: *Economic Journal* 39, 1929)。受入国にとっては外貨としての賠償金をどのような為替レートで換算するかというのも無視しえない問題であろう。これは現金つまり購買力の移転が内包する必然的な問題である。第二次大戦後の「ソ連占領地区」からの賠償金が実物資源の移転という形態をとったことは、「トランスファー問題」を回避するためでもあった。

- 2) The Collected Writings of John Maynard Keynes, XXVI Activities 1941-1946: Shaping the Post-war World, Bretton Woods and Reparations, Macmillan 1980, pp. 337-346. 邦訳「ケインズ全集」第26巻, 東洋経済新報社, 1988年, 432ページ以下。
- 3) ibd., p. 348. 邦訳, 同上, 444ページ。
- 4) John Gimbel, *The American Occupation of Germany. Politics and the Military, 1945-1949*, Stanford 1968. 戸原四郎「西ドイツにおける戦後改革」, 東京大学社会科学研究所編『戦後改革2 国際環境』所収, 東大出版会, 1974年。真鍋俊二『アメリカのドイツ占領政策-1940年代国際政治の流れのなかで-』, 法律文化社, 1989年。
- 5) R. Karlsch, *Allein bezahlt?* S. 20. また J. Fisch, *a. a. O.*, S. 45. ヴァルガのこの覚え書きは当時国際的反響を呼んだとされるが, 現物に当たることはできなかった。
- 6) J. Fisch, *a. a. O.*, S. 57.
- 7) *Ebenda*, S. 61.
- 8) W. Friedmann, *The allied military government of germany*, London 1947, p. 266 の原文を参照。
- 9) J. Fisch, *a. a. O.*, S. 78.

2. 「ソ連占領地区」からの対ソ賠償

2-1 ソ連の賠償政策の主体——モスクワ政府対「ソ連軍政本部」——

ソ連の賠償政策を当初担当したのは, 名目上はモスクワの「人民委員会」(Rat der Volkskommissare), つまり後のソ連邦閣僚会議であるが, 実際に政策決定を下したのは「政治局」であるといわれる。この「政治局」が, 1945年に「防衛国家委員会」(GKO)のもとに賠償政策を担当する「特別委員

会」(在モスクワ)を設置し、「中央委員会」の有力メンバーであるG.M. マレンコフ (Georgij M. Malenkow) がそのトップに就いた。この「特別委員会」から委託を受けた工業省の関係者が、ソ連軍兵士と共に「ソ連占領地区」に入り、ソ連経済の復興に必要な工場設備を撤収するためのデモンタージュ・リストを作成していった。マレンコフ方針は、ソ連経済の復興のために必要となるドイツ工場設備の解体とソ連への移送に重点をおくものであり、それによる「ソ連占領地区」の工業生産力低下には眼をつぶるという徹底した懲罰主義であった。

ところで1945年6月に「ソ連占領地区」での占領行政のために「ソ連軍政本部」(SMAD)が設置される¹⁾。SMADの最高責任者は、ソ連占領軍の最高司令官であるジューコフ将軍 (Georgij K. Schukow) であり、その後(1946年3月から)ソコロフスキー将軍 (Wassilij D. Sokolowski) に引き継がれた。SMAD本部はベルリンのカールスホルストに置かれ、全14部局、職員1万5000名にのぼった。計画経済、工業、貿易そして賠償を担当する部局があり、これらの部局もそれぞれの所轄部局の立場で賠償政策に関与せざるをえなかった。SMADの経済行政に最も強い影響力を持った人物は、貿易省大臣A. I. ミコヤン (Anastasij I. Mikojan) であったといわれる。1946年9月にはGKOの「特別委員会」の命令権限が停止され、以後賠償政策の担当が、「外国貿易人民委員会(省)」に移管され(1947年5月)、現場の指揮権がSMADの賠償部局に移管された(賠償取り立てがソ連の外国貿易の一環に組み込まれたわけである)。この担当変更の背後には、賠償政策をめぐり、SMADおよびミコヤンの方針と「特別委員会」を率いるマレンコフのこれまでの方針との間に対立があったことが指摘されている²⁾。ミコヤン方針は、デモンタージュではなく(それはソ連復興にとっても非効率的事であることが徐々に明白になった)、經常生産物の引き渡しに重点を置くことを主張し、現場を預かるSMADとしても、モスクワの「特別委員会」の懲罰政策によっては占領行政の責任が果たせないことを認識していたのであ

る。

2-2 賠償政策の実施過程

2-2-1 掠奪行為

ソ連軍による東部戦線からのドイツ軍、人民の追い立てとベルリン突入の過程では戦勝軍による敗戦国民からの凄まじい掠奪は不可避であった。こうした掠奪の戦利品を賠償に含めれば、ソ連の賠償取り立てはポツダム協定以前に始まっていたわけである。

戦争の帰趨が決して以降、貴金属、美術品、動産、家畜等ありとあらゆる個人財産の掠奪は後を断たず、西側連合国からも厳しい非難が起こった。45年7月25日のSMAD命令11号は自国軍に対し掠奪貴金属の提出命令を出しているほどである。掠奪行為は個人の復讐行為のレベルに留まらず、ソ連国家により承認された「掠奪プログラム」が組まれ、武器、原料資源、機械、船舶等の私有財産が戦利品として掠奪されたという。こうした戦利掠奪品を探索しソ連に輸送するための行政機関がSMADにより組織された。また、これらを保管するための倉庫まで造られた（49年初頭時点で、ザクセン-アンハルト州には58の保管倉庫があった）³⁾。こうした戦利品の掠奪行為はポツダム会談（45年8月）直前まで続いたといわれ、モロトフは西側の非難を受けて、戦利掠奪品をソ連の要求する賠償勘定に3億ドル分として算入することを余儀なくされたのである。ちなみに掠奪された原料（屑鉄）等はソ連の復興には殆ど役に立たなかったといわれ、「ソ連占領地区」での鉄鋼不足が深刻化すると、保管倉庫が解放されて（1950～51年）、DDRの復興に利用されるために返還されたという。

2-2-2 デモンタージュ

ポツダム協定において合意されたデモンタージュとは本来、敗戦国に許容される生産力水準を上回る工業生産力を清算すること、とりわけ軍需産業を

破壊するという意図をもっていた。1946年3月28日に連合国管理理事会は、「工業水準計画」を提出し、ドイツの工業生産力を1938年レベルの50～55%に抑え、これを上回る生産力を許さない決定を下した（これは、ドイツの工業力をナチ政権以前のレベルに引き戻すことを意味した）。これによりデモンタージュの規模も自動的に決定されたわけである。

「ソ連占領地区」でのデモンタージュは、1946年半ばに至るまでソ連への主要な賠償方法であり、最終的に放棄されたのは1948年4月であった。その間5段階の周期をもって実施されたという⁴⁾。

まず、米国主導の「工業水準計画」以前にすでにデモンタージュが着手されていた。45年5月にベルリンの掠奪が頂点に達し、ベルリンの軍需工場および消費財が激しい掠奪に会い、7月（連合国4か国の共同統治の開始）までに西ベルリンでさえ工業施設の50%を失った（第1期）。続いて、デモンタージュが「ソ連占領地区」全域に拡大したのが第2期であり、46年3月まで続いた。この両時期のデモンタージュは、軍需産業（冶金、金属加工）のみならず、「工業水準計画」では禁止されなかった消費財工業にも及んだ。モスクワの命令も統制がとれず、現場は混乱を極めた。一部工場の撤去（Teildemontage）で済むところが、全経営の解体（Totaldemontage）が行われたり、鉄道レールが撤去されたために解体された設備のソ連への輸送が滞ったり、パーツに解体された設備がソ連に運ばれても設計図がないために再度組み立てることが出来ないといった事態が頻繁に生じてしまった。

ソ連による過激なデモンタージュを「ソ連占領地区」の人々も黙認していたわけではなかった。特に、政権党となるKPDの党指導者（ウルブリヒト）や地方自治体により、SMADに対しデモンタージュを回避するための請願行動が起こっており、その結果完全デモンタージュを免れた企業もいくつかあった（イエナのゲシュヴィッツ・セメント工場、イムメルボルン金属工場）。どの企業を解体するかは占領軍将校の主観に左右される面もあったといわれ、デモンタージュの実行過程の混乱ぶりが伺える。

46年春に開始される第3期のデモンタージュは、より慎重、計画的に実施された。化学工場、エネルギー関連、消費財（砂糖、製靴）を中心に対象となる200余の大企業がリストアップされた。「ソ連占領地区」最大の化学工場ロイナは甚大な戦災を受けた。占領初期にはソ連の責任者も軍需用の重水素を生産する施設の稼働を許可し、ロイナの解体はしないと声明していたのであるが、この第3期になって、部分解体（Teildemontage）を免れなかった。残存工場での生産は許可されたが、生産効率の低下は不可避であった。こうした事態を前にソ連の現場責任者は、メタノールとイソブタンの生産がモスクワの命令により禁止されていたにもかかわらずその生産再開を許可せざるをえなかった。より計画的な設備撤収の典型的な事例はフィルム製造工場のアグファ・ヴォルフエンの場合に見られる。この工場からは事前のリストに基づいて最新鋭の設備のみが撤去され、ドイツ人技師も同時にソ連に連行されて、そこでの再組み立てと稼働に従事させられた。残存工場についても生産続行に支障が出ないだけの設備を残すことに配慮がなされたので、このデモンタージュはSMADの意に沿うものであった。

ところで鉄鋼生産を見ると、第2期において、禁止産業として冶金、金属加工工業の多くが完全解体された。ウンターベレンボルンのマックス精練工場とタール鉄工場を除き、15の重要鉄工場が完全解体され、「ソ連占領地区」での鉄鋼生産能力は80%消滅した。鉄鋼業はもともと東部ドイツの弱小産業（ドイツ帝国生産全体の7%のシェア）であったため、このデモンタージュはDDR域内の産業連関にとり深刻なボトルネックをもたらした。そのため一部の基軸産業では撤収設備のドイツへの再返還（47年に電機、タイヤ、49年に鉄鋼分野）が行われた。（鉄鋼業を再建するための方針転換は、47年1月のスターリンと「社会主義統一党」トップとの会談において決定された。同年10月にはヘニングスドルフとリーザの鉄鋼・圧延工場、後にキルヒメーザーとグレーデイツの鉄鋼工場もSMAにより再建が開始され、これら4工場からすでに解体されソ連に移送されていた圧延テーブルがもとの工場に

送り返された。)

47年10月より47年の春まで続く第4期のデモンタージュでは、戦後になってソ連軍のために生産を強要されていた軍需産業の大企業が解体の対象となった。デッサウのユンカーズ工場、ハレのジーベル工場、シュトラースフェルトのヘンツェル工場がそうであった。その他に、印刷工場、褐炭鉱山、エネルギー分野（ザクセン、ザクセン-アンハルト、ブランデンブルグ）で解体が実施された。

最終第5期（47年秋～48年4月）では、最も象徴的なデモンタージュとなる鉄道線路の最終的撤去が行われた。複線の全区間（6300キロ）は撤去され、総計で11800キロメートルのレールが引き剥がされた。「ソ連占領地区」の線路網は1938年の水準の48%を失った。旅客車両や貨物車の引き込み線も撤去の対象となった。その他、運送会社、内陸船舶もデモンタージュの対象とされたため、「ソ連占領地区」の交通機関の輸送能力の低下は決定的であった（1936年水準の4分1に）。48年春に最後のデモンタージュが、既に「ソ連株式会社」化されていた3工場に対して実施された。シュコパウのブナ工場、アルンシュタットのジーメンス工場、ゲラのジーメンス・ハルスケ工場（域内でのコンデンサーの90%生産）である。3工場は46年半ばに既にソ連の所有に移管されていたが、軍需関連の最終工程である合成ゴム、蓄電装置の部門がDDRに返還されず、解体されたのである。

デモンタージュが「ソ連占領地区」の生産能力をどれ程低下させたかについては多くの研究が錯綜した推計を出している。ちなみに解体が徹底して行われた主要分野について最近の推計を参考として挙げれば表1の通りである⁵⁾。この数値でさえ、比較する戦前水準の年が1936年である場合と43/44年である場合が混在している。戦時経済下において当然のことながら急激な生産増強、設備拡張が行われているし、戦災による破壊も考慮すれば、デモンタージュのみによる生産力低下の規模を正確に推定するのは困難である。デモンタージュの対象となった経営数についてさえ、研究によっては675経営

表1 デモンタージュによる損失

	生産設備の削減
1. ガソリン	90 (%)
2. ブリケット	37
3. 光 学	75
4. 軽 金 属	95
5. 褐 炭	35
6. 冶 金	87
7. 非鉄金属	87
8. 航 空 機	100
9. 航空エンジン	100
10. 製 紙	30
11. 工作機械	75
12. 電 機	80
13. 紡 績	25
14. 印 刷	22
15. 自 動 車	80

Quelle: R. Karlsch, Umfang und Struktur der Reparationsentnahmen aus der SBZ/DDR 1945-1953 (1995), S. 47.

から2033経営まで、まちまちである⁶⁾。ソ連の分析では3586経営とされているが、ここには東プロイセンとシュレーゲンでの解体の経営数が含まれていると思われる⁷⁾。

DDRの戦後復興の初発条件に関して、戦争被害よりもデモンタージュによる生産能力の破壊の影響の方が大きかったということはすでに通説になっている。(これに対しBDRでは、戦争被害の方が大きく、デモンタージュによる生産力の破壊は少ないとされている。)最近の研究ではこうした通説が相対化され、デモンタージュはむしろ旧式設備を廃棄し、新投資を誘発するという近代化効果を持ったとする説が増えているように見える⁸⁾。またリツチュルは、敗戦直後に東部ドイツから「ソ連占領地区」に逃げ込んだ避難民のためにこの地区の人口が急増し、労働供給が増加したため、デモンター

ジュによる資本削減効果が相殺されたとしている⁹⁾。しかし、設備撤収の強行にもかかわらずたとえ短期間のうちに生産の急回復（後述する経常生産物の引き渡しによる賠償のために生産が増強された）があったとしても、通説が主張する、デモンタージュの長期的なマイナス効果まで否定されるべきではないであろう。カルシュは、デモンタージュが短期、中期的には、軍事産業を消滅させ、従来シェアの低かった重工業分野をさらに縮小させ、失業を増やし、生産性を低下させた（手工業を増加させた）こと、長期的には輸送力の慢性的ボトルネックをもたらしたこと、またそうしたボトルネックの分野への将来の投資を誘導することにもなった点を指摘している¹⁰⁾。

2-2-3 経常生産物の引き渡し

2-2-3-1 賠償政策の転換——SAGの設立と清算

ソ連の賠償政策は46年半ばに方針が転換される。早急にデモンタージュを実施する（マレンコフの方針）のではなく、DDRの経済力を長期的に利用しようとしたのである。ドイツが早い段階で統一される見込みが遠退いたという国際情勢の変化もその背景にあった¹¹⁾。まず基幹的な大企業をソ連所有に移行させる措置が執られた。「財産保管命令」（1946年6月5日の命令167号）により、213経営の私有権が剥奪され、「ソ連株式会社」（SAG）に改組された。そして、そこからの生産物を直接、間接に賠償生産物として供出させた¹²⁾。

213経営のSAGへの改組は、命令発令よりほぼ1年かかり、各州のSMA支部より出された個別の命令により改組が行われた。改組に伴う引き渡し価格の査定のために清算委員会が設けられ、一方で高く査定しようとする経営側のドイツ人専門家および州政府代表と、他方で厳しく査定しようとするソ連将校と間で対立があった。SAGの経営の管理、統括はベルリン-ヴァイセンゼーに本部をおく「駐ドイツ・ソビエト財産管理」機関に委ねられ、この機関は在モスクワの貿易省の「海外ソヴィエト資産管理」機関に従属し

表2 域内全工業生産に占めるSAGの生産シェア (%)

	1947年	1948	1949	1950
エネルギー	34.7	44.1	42.1	42.2
鉱 山	33.4	33.5	36.9	37.6
冶 金	58.5	44.5	36.2	31.7
化 学	54.0	56.7	54.8	57.8
機械組立て	39.4	28.0	29.6	26.4
電気技術	39.6	40.8	38.3	36.2
精密機械	35.5	26.8	20.0	25.2
建設資材	15.3	15.8	・	・
織 維	2.4	2.4	2.4	2.9
プラスチック・紙	—	6.4	6.1	5.8
食 料	—	—	—	0.2
	19.5	22.0	21.9	22.6

Quelle: R. Karlsch, *Allein bezahlt*? S. 285.

ていた。ソ連はこの種の「合併企業」をすでにルーマニアとハンガリーにおいて設置済みであり、SAGもその一環であった。但し、法的にはSAGに対しドイツの株式会社法が適用され、SAGはドイツの登記簿に登録された。

SAGは「ソ連占領地区」の全工業生産設備の16% (1946年) を保持し、生産高のシェアは20%程であった。表2からわかるように、SAG企業の生産の主要分野は化学、褐炭、エネルギー、冶金、電機であり、SAGはこれら産業の立地するザクセン・アンハルト州に多く所在した。SAGは戦略上重要な合成ゴム、銅圧延、アルミ精練、重電機、ベンジン、ころがり軸受け、フィルム原料の生産では独占的地位を占めた。その生産計画はモスクワの貿易省が決定し、経営の実施には多くの優遇措置が与えられた。原料、電力が優先的に割り当てられ、自治体予算から補助金を受け、従業員（ドイツ人）に高賃金を支払うことができた。生産物は賠償に充当されたため、販路の不安はなかった。むしろこうした優遇のために、資材を不正に保管し、これを闇市場へ横流しするといった犯罪行為が多発し、また生産もコンビナート方

式により垂直的統合が図られたため、生産効率は悪かった。SAG企業相互間の求償取り引きが行われたため、域内市場が品不足になったり、域内の中小企業の利潤機会が圧迫された。鉱山、冶金分野のSAG企業は生産を継続したが、他の分野の企業では対ソ賠償生産のために生産メニューを変更せざるをえなかった（例えば、アモ&トランスマルシュ）。生産を変更したSAGでは、従業員が大幅に増員されている。こうして大型機械、機械組立て、車両組立て、船舶といった生産物が賠償のために新たに生産されることになったが、これらの産業はDDRの域内経済では従来有力な分野ではなかったのである。

SAGのドイツへの返還（有償）は比較的早い。まず、47年2月に72経営が返還され、自治体の所有となった。収益性の低い経営から返還が始まり、引き受けた州政府はむしろ負債を負担しなけりなかつた。50年にはさらに23経営が、52年4月に66経営が返還された。最後に残った33経営は、53年6月17日の労働者蜂起の後に返還された。

2-2-3-2 経常生産物の引き渡し

ソ連への賠償において、経常生産物の引き渡しとは次の4種類の賠償を指す。

- (1) 人民所有企業、SAG、民間企業からの生産物賠償、
- (2) SAGの海外収益および管理機関へのSAG賃貸料（売り上げの2%）、
- (3) 「ソ連貿易会社」への生産物引き渡し、
- (4) 占領軍隊への現物提供。

ここで(1)は、当初は自治体、州政府により、1948年半ばより「賠償庁」(Amt für Reparation)により、1944年の停止価格ないし時価で、企業から買い上げられ、ソ連に引き渡された。ソ連は1944年の停止価格を支払った。「賠償庁」とは「ドイツ経済委員会」(DWK)の中に1948年に設置さ

れ、賠償生産命令の実行を担当した。) 算定価格がまちまちであること、また重複計算があったことから、この賠償額はこれまで過大に評価されてきた。例えば、J. フィッシュは260億マルクと推計しているが¹³⁾、カルシュは「賠償庁」の新資料をもとに115億マルクと推計している。(2)、(3)は10億マルク程度に過ぎない。

生産物賠償においてSAGの引き渡し分はほぼ50%であり、残りが「人民所有企業」と民間企業から提供されている。

SMAのジューコフ最高司令官は、既に45年7月21日に命令第9号を発し、経済生活に最重要な経営の再建を命じている。デモンタージュは経営の再建を困難にする。賠償が経常生産物の提供によって果たされるならば、経営の再建にとっては好都合であろう。ソ連は経済復興に必要な生産物を必要としていた。最初の賠償生産命令は、45年8月22日、マグデブルクのクルップ-グルゾン工場に対して発せられた。同年末までに、スクリュューコンベア等の機械88台、選鉱機械若干の生産、供出が命じられたが、この工場では部分設備撤収が開始されており、期日までに注文に応じることは困難であった。しかしクルップ-グルゾンは、完全設備撤収をなんとか回避するために、ソ連当局に対し他の生産の可能性を提示し、それが受け入れられて目的が達成されたのであった。この事例を契機に、マグデブルクに立地する他の機械組立て工場に対しても賠償生産命令が発令され、デモンタージュが回避されていくことになる。但し初期の賠償生産命令は工場の在庫品を一斉に供出させるという狙いがあり、その意味では設備撤収との大差はなかったといっていよう。またさまざまなソ連関係部局が勝手に賠償生産命令を発することが多く、命令の交付は混乱を極めた。地方と州の自治体が地元企業に賠償生産命令に応じるよう要請し、命令遂行に尽力することになるが、この賠償のための生産強制が生産の急回復につながった。賠償生産を引き受けた企業に対しては、自治体により原料、中間資材が優先的に割り当てられたし、SMAから融資を受けることもあった。他方、賠償生産命令を履行できない企業に

表3 生産物賠償（各州主要品目、1950年）

	賠償生産物	(100万マルク)
ザクセン-アンハルト州	鉄道設備	179.2
	圧延装置	57.3
	セメント工場設備	56.3
メクレンブルク州	船舶補修	49.5
	造船	42.6
	木造家屋	16.8
チューリングゲン州	鉄道設備	19.1
	鑄造	13.0
	発電設備	12.9
ベルリン市	電機設備	31.5
	冷蔵装置	4.8
	造船設備	3.6

Quelle: R. Karlsch, Umfang und Struktur, S. 67.

は罰則が課せられた。とはいえ、賠償命令に対してはサボタージュが横行し、45～46年を通じて命令達成率はせいぜい50%であった。またこの時期において、供出を命じられた賠償生産物は食料（砂糖）、原料（木材）、消費財（衣類、靴）であり、占領軍隊の生活必要品が中心であった。生産の回復が本格化する47年になると引き渡し品目の構成に変化が現れ、以後、工業完成品が主流になっていく。各州別の主要な賠償生産物を見ると（表3）、大型機械、機械組立ての占めるシェアが決定的に高くなっている（1950年にはほぼ5分4）。マグデブルク、ライプツヒを含むザクセン-アンハルト州からの鉄道設備、機械装置、メクレンブルク州からの船舶、ベルリンからの電機設備の供出が顕著である。表4に見られるように1950年まではDDR全体で10種以上の産業分野が賠償生産に関与していたが、それ以後、賠償生産は大型機械と造船の2分野に集中していくのである。この特化は「第1次5か年計画」（1951～55年）での重工業化路線を先取りするものであった。重工業に偏重したこうした賠償生産は、ソ連の要求が軍需品に集中し、消費財の提供

表4 生産物賠償（産業別構成）

	1649年	1950	1951	1952	1953
I. 機械組立て 総 計	765	810	600	597	587
1) 機械組立て一般	364	288	21	14	8
2) 大型重機械	51	117	239	302	133
3) 電気技術	139	134	99	88	147
4) 輸 送 機	96	127	146	109	124
5) 造 船	76	121	136	147	227
6) 精密機械	39	23	14	8	20
II. 軽 工 業 総 計	143	178	—		
1) 木造家屋	51	70	1		
2) 印刷工業	88	100	4		
3) そ の 他	4	8	—		
III. 素材工業 総 計	113	15	—		
1) 化学・土石	87	14	15	8	67
2) 冶 金	8	1	0	0	0
3) カ リ 塩	—	—	—	—	36

単位は100万マルク（1944年の固定価格）

Quelle: R. Karlsch, Umfang und Struktur, S. 68.

を望まなくなっていたからである。ソ連の需要に応じた賠償生産は、それに続く計画経済化とともに、DDRの産業構造の転換に少なからぬ影響を及ぼしたと思われる。賠償生産のためにソ連の要求する製品の生産に特化し、生産を拡大したものの、賠償終了後は販路を他に振り向けることができず、結局ソ連市場に決定的に依存せざるをえなくなった事例として、メクレンブルクの造船（ロシュトックのネプチューン造船所、オーデル造船所）、マグデブルクの大型機械（クルップ-グルゾン工場、マッケンセン工場）、合成ゴム（シュコパウのブナ工場）を指摘できる。またヴィスムート株式会社（ウラン採掘）はこうした事例の中でも最も特異な例である¹⁴⁾。

造船と並び、セメント-プラント建造、圧延工場、大型工作機械が賠償生産のために拡張されたが、これらの産業は資源と労働力を集約的に投入する

産業であり、DDRの工業のボトルネックである圧延鋼不足、エネルギー不足の問題をさらに深刻にした。これらの原料、中間財の供給を「ソ連占領地区」は西側占領地区に依存していたが、冷戦の開始による「鉄鋼禁輸」(50年2月)、ココム・リストの作成(50年5月)により、占領地区間取引引き(「ドイツ・ドイツ貿易」)に支障が出ると、DDRが賠償生産命令に応じることは困難となった。この事態を受けてソ連は賠償生産命令の変更と応急的なDDRへの圧延鋼の提供を行った。しかし、概して賠償生産命令のサボタージュは各企業内部の問題であった。例えば、「賠償庁」から賠償生産命令に応じる企業に対して圧延鋼と非鉄重金属が原料として供与されても、それが指定された賠償生産以外の用途に振り向けられてしまうといった非難が、「賠償庁」から出されている。各年の賠償計画に予算を計上しつつ、DDR政府は賠償命令の義務を最優先で果たすため、あらゆる努力を払わなければならなかったというのが実情であった。

注

- 1) ソ連の政策決定と命令系統は複雑で、不明な点が多い。特に西側との交渉において、責任の所在が不明確であったといわれる。ましてや、SMADの政策立案とその命令系統については従来研究がほとんど行われてこなかった。ソ連崩壊後、新資料の利用可能性が出てきている。最近の研究として Jan Foitzik, *Sowjetische Militäradministration in Deutschland (SMAD) 1945-1949*, Berlin 1999.
- 2) J. Fisch, *a. a. O.*, S. 105.
- 3) R. Karlsch, *a. a. O.*, S. 57f.
- 4) *Ebenda*, S. 60f.
- 5) R. Karlsch, Umfang und Struktur der Reparationsentnahmen aus der SBZ/DDR 1945-1953. Stand und Probleme der Forschung, in: C. Buchheim (Hg.), *Wirtschaftliche Folgelasten des Krieges in der SBZ/DDR*, Baden-Baden 1995, S. 47.
- 6) H. Barthel, *a. a. O.*, S. 96.
- 7) R. Karlsch, *Allein bezahlt?* S. 85.
- 8) C. Buchheim, *a. a. O.* ブッフハイムはデモンタージュがもった設備更新

の効果を「変装した恵み」といつている。1980年代にこうした研究の新動向があった。以下を参照。Manfred Melzer, *Anlagevermögen, Produktion und Beschäftigung der Industrie im Gebiet der DDR von 1936 bis 1978 sowie Schätzung des künftigen Angebotspotentials* (DIW Beiträge zur Struktur forschung Heft 59), Berlin 1980; Wolfgang Zank, *Wirtschaft und Arbeit in Ostdeutschland*, München 1987. D D R の研究者による同様の試みとして J. Roesler/V. Siedt/M. Elle, *Wirtschaftswachstum in der Industrie der DDR 1945-1970*, Berlin 1986.

- 9) R. O. Ritschl, *a. a. O.*, S. 506.
- 10) R. Karlsch, Die Reparationsleistungen der SBZ/DDR im Spiegel deutscher und russischer Quellen, in: K. Eckart/J. Roesler (Hg.), *Die Wirtschaft im geteilten und vereinten Deutschland*, Berlin 1999 S. 18.
- 11) この方針転換には、ソ連デモンタージュ政策への米国からの批判の高まりに対する対応策という面もあった。この直前の46年5月3日、米国統合参謀本部のクレイ長官は、米占領地区からのソ連向けデモンタージュをストップすると宣言したのである。
- 12) この方針転換に結びついたソ連国内の焦眉の問題として、ソ連ではこの時期セメント・プラントが決定的に不足していたという事情があった。マグデブルクのクルップ-グルゾン工場は、戦前、ドイツ最大のセメント・プラント工場であった。そのため、ミコヤンは同工場の完全デモンタージュに反対し、これをSAGに移行させた。
- 13) J. Fisch, *a. a. O.*, S. 196.
- 14) これらの事例を簡単に説明すれば以下の通りである。
 - (1) すでに戦争終結前に、ザクセン州での歴青ウラン鉱の埋蔵が確認されていたが、戦後米国占領軍が撤退するとソ連技師の調査が開始された。埋蔵の見込まれた鉱山はすぐに接収され、SMADとは切り離して国家防衛省の直接の監視のもとに置かれた。これが1947年7月17日に設立されたヴィズムート株式会社である。この鉱山は世界第3位のウラン埋蔵量を有し、最大27万5000人の従業員(1952年)を抱えた(Werner Matschke, *Die industrielle Entwicklung in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands (SBZ) von 1945 bis 1948*, Berlin 1988, S. 217f)。鉱山の経営のために、ザクセン州のヨハンゲオルゲンシュタットからシュネーベルク、エーレンプリーデンスドルフ、マリーエンベルクを経てリュウベナウにいたる13都市・郡(人口210万人)の地域が「利害地域」に指定され大規模移住が強制され

た。採掘されたウランは1953年まで、生産物賠償としてソ連に引き渡された。ヴィズムート株式会社は、ソ連原子力産業への最大のウラン供給企業であった。ウラン産出は経常生産物による賠償の実に40%相当額に達した。対ソ賠償の終結した1954年以降、ヴィズムート鉱山はSAGの中では唯一DDRに返還されず、ソ連・ドイツ合弁株式会社に改組され、1990年までウラン採掘を続けた。これはDDRが50%の資本参加をした合弁会社であったとはいえ、経営権はソ連に握られたままであり、採掘権の無償供与、税負担の免除といった特権が与えられていた。

- (2) ウラン採掘に次いで、第2位の賠償生産を担ったのは造船であった。戦前には、のちのDDRの地域での造船業従事者は5000人程度に過ぎず、遠洋船は建造されたことがなかった。1953年にこの従事者は56000人に急増した。これはまったくソ連向け賠償生産のためであった。一般に工業に乏しいメクレンブルクの沿岸地域と近接内陸部では、造船業による工業化が進行した。米、英に比し、ソ連は軍艦、商業船舶ともに保有船隻が少なく、軍事大国にもかかわらず登録総トン数では世界23位であった。ポツダム協定では建艦は禁止されたが、ソ連はこうした事情から、既に1945年末に、内陸部の中小の造船所に対し賠償生産としての船舶建造を命じている。しかしソ連の賠償要求に応じるにはこれらの造船所では能力不足であったため、1948年6月の軍政命令103号、104号により、バルト海沿岸地域での造船所の拡張が始められた。これはDDRに新しい産業が移植されたに等しかった。しかもSAGに編入されたのはロストックのネプチューン造船所とオーデル河の2造船所に過ぎなかった。1953年までに1160隻が賠償用に建造ないし修理された。以上のことから、賠償終結の後もDDRの造船業は生産の販路を決定的にソ連に依存せざるをえなかった。なお、DDRの戦後造船業の展開について、Dietrich Ströbel/Günter Dame, *Schiffbau zwischen Elbe und Oder: 1945-1992*, Herford 1993 および石井聡「建国初期東ドイツ造船業の成長とその限界」『土地制度史学』第158号（1998年）を参照。
- (3) 造船業の場合と同様に、賠償生産のためにソ連の要求する製品の生産に特化し生産を拡大したものの、賠償終了後は販路を他に振り向けることができず、結局ソ連市場に依存せざるをえなかった事例として、マグデブルクの大型機械組立て業を挙げることができよう（クルップ-グルゾン工場、マッケンセン工場）。
- (4) シュコパウのブナ工場は合成ゴムを製造したが、この製品はソ連向けでないし外国への輸出向けとしても高い需要があった。1946年夏に初めて、賠

償生産として供出が行われた。48年には生産のほぼ50%が賠償に充当されている。ブナ工場はSAG企業であるため、その経営はSAG総体を統括する「全体管理機構」と分野別に統括する「分野管理機構」に従属していた。「全体管理機構」は合成ゴムの高い収益性に眼をつけ、外国への輸出比率を増やしていった。また、両「管理機構」は、ブナ工場の利潤を上納させていたので、同工場は売り上げの増大にもかかわらず資金繰りに窮する事態に至った。このようにSAGの管理機関の統制のため、ブナ工場は独自に投資計画を決定し、生産を拡張する可能性を奪われていた。

3. 賠償の終結と負担額の推定

1949年に2つのドイツ国家が誕生し、ドイツ統一の実現の可能性が遠くくと、ソ連はドイツ占領政策を根本的に再検討せざるを得なかった。DDR政府が対ポーランドのオーデル-ナイセ国境線を承認した後、ソ連は1950年5月16日に、DDRに対し残余の賠償予定額（63億4000万ドル）を半減し、向こう15年の分割払いとする決定を下した。敗戦国に対する賠償金の軽減を、ソ連は既に1948年においてフィンランド、ルーマニア、ハンガリーに対して行っている。1965年まではDDRは賠償義務を負うことが予定されていたにもかかわらず、1954年1月1日をもってDDRの賠償義務は停止され、残余2537百万ドルをソ連は放棄するという協定が1953年8月22日にソ連とDDRの間で締結された。このときポーランドもDDRへの賠償要求を放棄した。同時にソ連は、ヴィスマート株式会社を除きまだ残っていたすべてのSAGをDDRに返還し、占領費も削減し、戦後発生したDDRの債務を免除している。これらの措置は、BRDの賠償義務が同年の「ロンドン債務協定」において将来のドイツ統一時点まで延期された措置と比べれば、極めて対照的であったといえる。DDRの負担能力からすれば、余力は45/46年の時点に比べこの時点では高まっていたはずである。ソ連のこの軽減措置は、明らかに53年6月17日の労働者蜂起を受けた政治的配慮に基づくものであった。

表 5 賠償負担の推計 (100万マルク, 時価)

	1	2	3	4	5	6	7	合 計
1945年	2,000	500	100	—	—	1,000	—	3,600
1946	3,000	1,500	1,000	500	96	2,500	100	8,696
1947	1,000	2,000	1,500	600	413	2,500	100	8,113
1948	—	2,200	1,580	500	647	—	100	5,127
1949	—	2,182	1,690	500	763	—	100	5,235
1950	—	2,121	2,080	500	1,081	—	200	5,982
1951	—	2,100	1,170	400	1,594	600	200	6,064
1952	—	2,094	1,111	250	1,434	600	200	5,689
1953	—	2,099	1,150	250	1,275	550	100	5,424
合 計	6,100	16,796	11,480	3,500	7,303	7,750	1,100	53,930

1 デモンタージュ 2 占領費 3 経常生産物 4 S A G利潤 5 ウィズムート株式会社への支出
6 略奪 7 外国貿易の損失

Quelle: R. Karlsch, *Allein bezahlt* ? S. 285.

1945年より53年まで続いたDDRの賠償負担は実際どれほどであったのか。これまで西側の研究者を中心に多くの研究がなされ、さまざまな推計が行われてきた。特に初期の研究はG.ハルムセン (Gustav-W. Harmssen) に見られるように、DDRの負担額を過大評価することが多かった¹⁾。ヤルタ協定以来、ソ連は100億ドルを要求していた。官庁の報告はマルクでなされ、従って推計額もマルクでなされる場合が多いのだが、ドルへの換算はどの為替レートを適用するかに応じて異なってくるので、100億ドルの検証はなかなか困難である。例えば最も包括的な西側のDDR研究書である『DDR便覧』は、賠償支払い総額をおよそ1000億マルク (時価) と推計している²⁾。「賠償庁」の資料が利用できるようになった最近の研究では530~550億マルクとかなり引き下げられた額が推計されており³⁾、これを1938年の対ドルレートで換算すると140億ドル程度となり、ヤルタでのソ連の要求とほぼ見合う額になることが確認される。

賠償内容は多様であり、賠償総額を正確に推計するには多くの困難が伴う

ことは容易に想像される。従って数字だけを取り上げることはあまり意味のあることとは思えないが、ここではこれまで最も精緻な研究を行ったカルシュの推計を表5に示す。占領費が金額では最大項目である。占領費用の徴収は「ハーグ陸戦条約」52条に依拠しており、占領軍隊の生計、サービス提供を占領地の自治体が負担したものであり、税金から充当された。占領費用（総額168億マルク）は各年平均して租税の15%程度を占めていた。經常生産物の提供の中ではヴィズムート鉱山からのウランの産出が40%程度と圧倒的シェアを占めていた。

注

- 1) Gustav-Wilhelm Harmssen, *Am Abend der Demontage. Sechs Jahre Reparationspolitik*, Bremen 1951. 敗戦直後、西側のいくつかの公的機関がDDRの賠償額を報告しているが、そのうち筆者が利用できたものは以下の通りである。*Reparationen Sozialprodukt Lebensstandard, Versuch einer Wirtschaftsbilanz*. Bremen 1948; Sopade (Denkschriften 51), *Die Reparationen in der Sowjet-Zone von 1945-1952*, Bonn 1953 (?); Franz Rupp, *Die Reparationsleistungen der sowjetischen Besatzungszone*, Bonn 1951; Robert Slusser (ed.), *Soviet economic policy in postwar Germany*, New York 1953.
- 2) *DDR-Handbuch*, Köln 1985, S. 1121f.
- 3) R. Karlsch, *a. a. O.*, S. 231.

4. 賠償負担と戦後経済発展（まとめに代えて）

およそ1948年の通貨改革を境に以降東西両ドイツの経済格差が明らかになってくる。この原因は賠償負担のみに帰せられるわけではない。両国の置かれた経済条件が様々の点であまりに違いすぎたからである。賠償負担を免れた国が負担を負った国より必ずしも高い経済成長を遂げたわけでないことはチェコの事例を見れば理解できるだろう。チェコは第二次大戦前、東部ドイツに匹敵する工業水準を達成しており、戦争被害も受けず、その上僅かではあるが賠償金の受領国であった。1989年の東欧改革の時点で隣国オーストリ

アと比較したこの国の経済の立ち遅れは、DDRのBRDに対する遅れと大差なかったのである。BRDと比較した場合DDRにとり、戦後復興の初発条件として賠償負担のネガティブな影響は深刻であったとしても、社会主義下での急激な経済復興の進展により、この条件は消滅してしまった観がある。

しかし、賠償負担がDDR経済へ与えた長期的影響についてはいくつか指摘することができるだろう。長期的影響を検討する場合、賠償の金額そのものよりも賠償がどのような内容であったかが重要であるように思われる。

（無論、賠償金額に相当する資本がトランスファーされたわけであり、そのためにDDRの投資が長期的に低位に押し止められたことは確かであろう。）ソ連の賠償政策は、自国の経済復興のために「ソ連占領地区」の経済力を利用するという点では終始一貫していた。当初は懲罰主義のマレンコフ方針に基づいてデモンタージュが中心であったが、1946年半ばより經常生産物の引き渡し（ミコヤン方式）へと方針を転換させたのである。それはとりもなおさずDDRの国土そのものを自国の工業立地として利用することに他ならなかった。その結果、重工業、金属加工、造船、大型機械等の「賠償工業」が結果的に育成されることになった。これらの産業は伝統的にこの地域の比較劣位産業に他ならなかった。他方、ドイツが分割されたため、DDRは鉄鋼業を自前で拡張する必要に迫られ、これに資本と原料が投入されたために、DDRの従来の比較優位産業である消費財産業にこれらの資源が回らなくなった。東西対立の進展により、遅かれ早かれDDR経済が東の経済圏に組み込まれることは不可避であっただろうが、賠償のための經常生産物の引き渡しは（ソ連にとっては外国貿易の一環である）この組入れを一層強めたはずである。また本文では触れなかったが、「オサワキム」

（Ossawakim）アクション（1946年10月）等によりDDRの原子物理学者、化学者、航空宇宙学者等3000人程の科学技術者や専門家がソ連に強制徴用され、研究、開発分野に従事させられていた¹⁾。これはDDRにとっては貴重な資源の流出であり、この国の技術発展を遅らせたであろう。DDR政府は

公にはしないが、占領費だけで租税の15%を占める賠償負担は、国民の間にソ連への抜きがたい敵意を生みだしたはずである。DDRはソ連への戦後補償を国家賠償の形で一手に引き受けたが、BRDが実施したような戦争被害を受けた個人（ドイツ人であろうと外国人であろうと）への賠償を実施することはなかった。ドイツ統一後、現在になって東欧出身者の強制労働への補償問題が再燃していることはこのことのつけである。

注

- 1) R. Karlsch, *a. a. O.*, S. 153f.